



御 監 第 66 号  
令和 3 年 8 月 16 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男  
御前崎市監査委員 大 澤 博 克

令和 2 年度 御前崎市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和2年度の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

## 令和 2 年度 御前崎市財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 29 日から令和 3 年 8 月 6 日まで

### 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

### 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位: (%)

	健全化判断比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	13.54
②	連結実質赤字比率	—	—	—	18.54
③	実質公債費比率	-0.3	0.0	0.0	25.0
④	将来負担比率	—	—	—	350.0

### 5 意見

令和 2 年度の決算数値に基づき算定された健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を大幅に下回る結果になりました。

新型コロナウイルス感染症は市民活動や事業活動に大きな影響を及ぼし、市財政の根幹である市税等の大幅な減収となりましたが、歳出全般にわたり施策の優先度や事業執行の見直し、臨時交付金などを活用した結果、財政調整基金の取り崩しを 5 億円程度に抑えることができたとのことです。

今後はさらに、浜岡中学校や給食センター建設事業による公債費負担などが増えてきますので、長期的な収支バランスに留意し、健全な行財政運営と効率的な事務事業の推進に努め、財政調整基金に依存しない予算編成に努めてください。



御 監 第 67 号  
令和 3 年 8 月 16 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男  
御前崎市監査委員 大 澤 博 克

令和 2 年度 御前崎市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和 2 年度の公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

## 令和2年度 御前崎市経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 工業団地建設事業特別会計

### 2 審査の期間

令和3年7月29日から令和3年8月6日まで

### 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

### 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位：(%)

	会計名	比率名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準※
①	水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
②	下水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
③	病院事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
④	工業団地建設事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0

※財政健全化法施行令第19条

### 5 意見

各会計について、令和2年度の決算数値に基づき資金不足比率を算定したところ、比率は算定されない結果となりました。

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3会計は一般会計からの補填に依存している状況でありますので、水道料金改定による適正な受益者負担の実現と、人口動態に基づく医療需要や介護需要に応じた適正規模への見直しなど、経営改善に取り組まれ、一般会計に依存しない財政体質の改善による健全経営に一層の努力をお願いします。